

# 宇部市立厚南中学校いじめ防止基本方針

本校のこの方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、すべての生徒が安心して登校し、充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

また、いじめの判断、認知については、国の基本方針のいじめの定義に基づいて行います。具体的ないじめの様態は、以下のようなものがあります。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ◇ 卑猥なことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的ないやがらせや性的な行為をされる。等

### (2) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本姿勢

いじめは、「どの子どもにも起こりうる」との認識をもって対応します。いじめる生徒といじめられる生徒は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験することが多く、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危機を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応します。さらに、いじめは四層構造（いじめをめぐる集団の中に、いじめを受けている生徒、いじめている生徒、周りではやし立てる生徒、見て見ぬふりをする生徒がいること）となっているため、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、いじめを自らの問題として捉え、正しく対応していく力が育まれるようにしていきます。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識のもと、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

また、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があると認識したうえで、生徒とのコミュニケーションの中で感じる些細な変容について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、人間関係のトラブル等の問題が生じた場合には、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めます。その中で、「いじり」と呼ばれるいじめは、時にその場に笑いをもたらし親しみのこもったコミュニケーション手段として認識されやすいため、その行為が無自覚に延々と繰り返され、苦痛をともなう継続的ないじめにつながる可能性があるという認識のもと対応していきます。

一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な対応・指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応します。また、解消後もきめ細かく見守りを行うなどの、継続支援を行います。

## 2 いじめの防止等のための対策の内容

### (1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの生徒にも起こりうる」という認識のもと、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等へ対応）

### (2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする以下のメンバーで構成される「いじめ対策協議会」を設置します。この会議では、本校のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性のある取組となるよう改善を図ります。

#### いじめ対策協議会の構成員

リーダー：校長

サブリーダー：教頭

【教職員】

生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭  
その他関係教職員

【心理や福祉の専門家】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【保護者や地域住民の代表】

学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

※ その他、校長が必要と認める関係機関の関係者を加えることができる。

### (3) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあるため、未然防止に努めることが大切です。さまざまな教育活動を通して「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組みます。

### (4) 豊かな心を育む教育の推進

- 生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができるように、道徳教育を充実させます。
- いじめの未然防止のため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」等について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行い、生徒の規範意識の醸成を図ります。
- ボランティア活動や交流学习など、他者への思いやりや社会性を育む取組を充実させます。
- 毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や生徒会等による主体的な活動の充実を図ります。
- すべての教育活動の基盤としての人権教育を推進し、自他のいのちを大切に作る心、人間尊重の精神を育てます。

### (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小学校時の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。
- 教職員が生徒としっかりと向き合うことができるよう業務改善を図り、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

## 3 いじめの防止等のための具体的な取組

### (1) 未然防止

- 生徒指導・教育相談の充実・強化
  - ・ 校内研修を積極的に行い、教職員の資質能力の向上に努めます。
  - ・ スクールカウンセラーの活用等により、すべての生徒が相談しやすい体制をつくります。
  - ・ 給食、休み時間、掃除時間、部活動等、生徒とのふれあいの時間を増やし、行動を観察すると同時に、教職員と生徒との信頼関係づくりを積極的に行います。

- ・生活記録（日記）、生活アンケート、行動観察等を通して、生徒理解に努めます。
  - ・家庭や地域と連携することや、コミュニティ・スクールを積極的に推進し、開かれた学校づくりを推進することにより、いじめの未然防止を図ります。
- 学校の教育活動を通じた取組
- ・教科等の授業で「わかる授業」の提供に努め、教育効果を高めるようにします。その中で、「学び合い」のある授業づくりを行うことで、子ども同士の結びつきを強め、信頼関係を築くことで、教室が居心地の良い学びの場となるようにします。
  - ・道徳教育を中核とした心の教育を推進し、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの実践力を養います。
  - ・「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚の育成や自己表現ができる力やコミュニケーション能力の育成を図ります。
  - ・「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。
  - ・学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動において、生徒が主体的に取り組める場を設定し、他者との協力の大切さを実感したり、成し遂げる喜びを体験したりする機会を増やします。
  - ・集団活動が苦手な生徒に対しては、人と上手く関わられるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの生徒がその生徒の特性を理解し、暖かく受け入れることができるような集団づくりに努めます。
  - ・生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付けるための教育を充実させます。
  - ・部活動を通じて、好ましい人間関係づくりを進めます。
  - ・生徒会が制定した「いじめ撲滅宣言」を積極的に活用し、宣言の内容を実践していく取組を行います。
- 家庭・地域との連携
- ・日頃から、いじめ問題に関する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協同して取り組みます。
  - ・保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。
  - ・いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。
  - ・定期的に学校公開日を設け、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高めます。

## (2) 早期発見

- 早期発見のための取組
- ・全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から生徒の様子をきめ細かく把握することに努めます。
  - ・生徒と教職員の望ましい信頼関係のもと、何気ない会話や態度から、生徒が抱えている生活の悩み等を引き出し、それを真剣に受け止めます。
  - ・誰にも相談できない生徒がいるのではないかとの認識のもと、生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がけるとともに、日常的な機会をとらえ

て、積極的な声かけを行います。

- ・ 多面的・多角的な情報収集、実態把握に努め、全ての教職員で情報の共有を行います。
- ・ 市教委が実施する持ち帰り方式の「いじめアンケート」を実施します。
- ・ 週1回の「生活調査」を実施します。
- ・ 学期に1回の定期教育相談を実施します。
- ・ 教職員だけでなく、スクールカウンセラーなど関係機関とも連携して、機会を捉えた教育相談を積極的に行います。
- ・ 特別支援学級に在籍する生徒や、発達障害のある生徒に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行います。
- ・ 休み時間の見守り等は、複数教職員で連携して行います。
- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者が相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。

○ 家庭・地域との連携

- ・ 保護者の意見や学校評価の結果から学校の課題を把握し、その解決に向けて、学校及び組織の活性化を図ります。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、依頼とならないように工夫します。
- ・ 生徒が立ち寄る場所をふれあい運動推進員等と連携して巡回指導を行います。
- ・ 地域行事や各種の催し事などへの生徒の積極的な参加を促します。

### (3) 早期対応

○ 早期対応の校内指導体制

いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、全教職員で情報を共有し、校長のリーダーシップのもと、全校体制でいじめの解消に向けた組織的な取組を行います。また、必要に応じて外部の専門家との連携も検討します。

- ・ いじめの疑いが生じた場合、日常の観察や聴き取り等を行い、状況等の詳細を把握します。
- ・ 把握した事実をもとに、管理職を含めた協議の場を設定します。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。
- ・ いじめられている生徒が相談しやすい担任等の複数の教員が対応を行います。
- ・ 該当学年教員等を中心とする複数の教職員が、いじめている生徒への対応を行います。
- ・ 該当学年教員等を中心とする複数の教職員が、周囲の生徒への対応を行います。
- ・ 担任や該当学年教員が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等が、いじめられている生徒の保護者へ誠意をもって対応を行います。
- ・ 面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議したうえで、担任、該当学年教員、生徒指導主任、管理職等により、いじめている生徒の保護者への対応を行います。
- ・ 必要に応じて、管理職が、PTA、いじめ対策協議会等との協議を行います。
- ・ 必要に応じて、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会や関係諸機関との連携を図り、できるだけ早期に、想定される支援を要請します。

○ 地域・関係機関等との連携

- ・ 日頃からPTA等といじめ問題について協議する機会を設けるなど、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得ます。
- ・ いじめに関する情報を入手したときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応を行います。また、情報源については、秘密を厳守します。
- ・ 情報の取り扱いについては、慎重に行います。
- ・ 必要に応じて、宇部警察署等に情報を提供し、適切な対応を取ります。

(4) いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない事象も多くあります。そのため、いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、それらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策協議会等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策協議会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態

いじめ防止対策推進法第28条により、「いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」には、重大事態と認め、いじめ防止対策推進法に基づいて以下により調査を行い、適切な対応を取ります。また生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときにも同様です。

### (2) 重大事態の対応

#### ○ 重大事態の報告

いじめが重大事態であるかどうかの判断等については、いじめ防止対策推進法第28条及び国の基本方針（重大事態の意味について）に基づいて行います。重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

#### ○ いじめられている生徒への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分な連携を図り、最善の方法を検討し対応します。

#### ○ いじめている生徒への対応

いじめられている生徒を守るため、毅然とした対応を行います。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育委員会とも協議をし、教育的配慮のもとに適切に指導していきます。また、他の関係機関とも適切に連携を図ります。

### (3) 調査委員会の設置・調査

重大事態が発生した場合は、速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ対策協議会」の枠組を活用し教育委員会と緊密に連携し、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査委員会を設置して進めます。

学校だけでは対応困難な重大事態が発生した場合は、宇部市いじめ問題調査委員会により、中立的な立場から調査を行います。

### (4) 調査結果の報告

当該生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

## 5 その他

いじめ対策協議会での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。